

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第37回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和3年7月12日11：00～14：00

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、柏木委員、松村委員、村木委員、村松委員、横山委員、四元委員、海寶専門委員、石井専門委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 清水副会長、電力広域的運営推進機関 都築理事・事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 佐藤事務局長、日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平岩事務局長

<経済産業省>

小川電力基盤整備課長、下村電力産業・市場室長、野田ガス市場整備室長

議題

- (1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
- (2) 一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて
- (3) 燃料ガイドラインの方向性について
- (4) 供給力の確保に向けて

配布資料

資料1	議事次第
資料2	委員等名簿
資料3	電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
資料4	一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて
資料5	燃料ガイドラインの方向性について
資料6	供給力の確保に向けて

議事要旨

- (1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について（資料3）

●委員コメント

・昨冬の市場高騰後も変わらず、小売電気事業への新規登録件数は増えているとのことだが、新規登録

を望む事業者は、高騰前後で何か変化があったか。

○事務局コメント

- ・高騰後の委員会で、小売電気事業登録申請については、より厳格な審査を実施すべきという指摘があった。そのため、登録申請の所管室長自らが、登録を希望する事業者に対して、昨冬のような市場高騰へのリスクマネジメントや、容量市場などへの認識状況及びそれを踏まえた経営ビジョンなどをヒアリングする機会を設けさせていただいている。
- ・このヒアリングの中では、登録を希望する事業者は、市場高騰のリスクなどは認識しており、リスクマネジメントを考えていると答える事業者がほとんどである。

(2) 一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて (資料4)

●委員コメント

- ・昨冬の価格高騰を通常の事象、特別な事象のどちらと捉えるのかが一番の肝。昨冬が特別な事象だったからこそ、現在、今後このようなことが起こらないように措置を様々講じていることを考えると、昨冬は特別な事象と捉えるべき。
- ・事務局資料の12Pの通り、過去の収支相償をするとしたら、短期間の料金の上げ下げが生じるため、例2-2が一番良いやり方なのでないか。

●委員コメント

- ・一般送配電事業者側から見ると、累積額を還元する当初の事務局案がいいだろう。他方で、大石委員の御発言の通り、昨冬は特別な事象であり、インバランス料金算定式が対応できないような状態だったことを考えると、昨冬は切り出した上で、還元・調整が適切ではないか。他方で、過去の累積赤字を放っておくのではなく、併せて対応を検討することが必要。
- ・貸倒損失を相殺するかについて、インバランス収支の発生原因と貸倒損失は性質が異なるものなので、本質的には相殺するのはおかしい。他方で、一般送配電事業者の還元原資を考えると、損失を相殺するのはやむを得ない。貸倒損失額は時間が経過するにつれ変化するため、確定額で還元するのか、見込額で還元するのか、見込額の場合どのように見込むのか、について併せて検討が必要。
- ・還元方法について、例2-1の方が良い。過去の取引価格の遡及修正を行うと、過去に確定した決算や税務における問題が発生する。遡及修正と言いつつ、決算等に反映しない形で調整が必要。例2-1は公平性の問題を指摘されるかもしれないが、事務局資料11Pのようなイメージであれば、問題はないだろう。
- ・託送料金の改定について、事務局資料12Pに法令上や契約上の整理は非常に複雑であると書かれている。実務的な検討をした上で、解決策を固める必要がある。

●委員コメント

- ・新電力の競争力の維持のために、還元を行いたいのはよく分かる。他方で、これまでの議論でも、制度上に大きな瑕疵があったということではなかったと思う。例2-1や2-2を選択するのは相当難しい。政府は訴えられる危険性があるし、委員会としても決断が厳しいのではないか。公平性等の問題もある中で、法令上許容できるような案ではない。
- ・いずれにしろ、委員会でしっかりテーブルした上で、メリット・デメリットを議論することは必要。実務上の課題も含めて、丁寧に議論が必要。

●委員コメント

- ・事務局資料の12Pの通り、デメリットと課題が多すぎる。法令上・契約上の課題もある上に、制度上の瑕疵がなかったという点も踏まえると、事務局資料6Pの制度設計専門会合の事務局案が合理的。市場調達をした小売事業者と、インバランスに任せた小売事業者との違いを考えると、事務局案(例1)が最も良いと考える。もちろん丁寧に議論する必要はある。

●委員コメント

- ・論点1について、昨冬をその他の期間と区別するという事務局案には賛成。一般送配電事業者の過去の赤字分についても、別途対応は必要。
- ・論点3は、慎重に議論を行うことが必要。特定の事業者に還元するのであれば、それなりの理屈が必要。事務局資料には実務的・時間的な課題もあると書いてあるが、このような課題も明確にした上で、パブリックコメントの意見に回答していくことが重要。

●委員コメント

- ・大きな影響を受けた事業者も多いため、丁寧な議論が必要、ということについては賛成。
- ・昨冬の価格高騰に関して、将来から振り返ってこの事象を見た時に、本当に特殊な状況だったかは現時点では判断できない。今後も需給逼迫の事象はあり得るだろう。制度面についても、価格のスパイクに対して無防備だったわけではない。
- ・公平な形で制度を運用することが重要になる。事後的に対応することが公平なのか、事前に対応していた事業者等のことも考えて事前の対応に重きを置くのが公平なのか、という議論があるが、事前の公平が重要。事前の公平があることによって、市場の競争を担保できる。よって、例1に賛成。

●委員コメント

- ・貸倒損失のリスクの考慮は必要。
- ・制度上瑕疵がなかった、という発言が何人かの委員からあり、これ自体は正しいと思うが、この委員会に責任がなかったと言えるかというやや疑問。この委員会の中で、不適切な発言があったと思うし、そのような発言を信じた人が被害を受けているのだと思う。例1を支持している者が本当に責任を負ってないのかは相当に疑問を持っている。いずれにせよ丁寧な議論が必要。
- ・例2-2は難しいという意見もあるが、例2-2も含めて慎重に検討すべきだと思う。訴訟が起きることは避けるべきだが、仮に例2-2になったときに、例2-2は不公正だと訴える資格のある者が存在しているのか。

●委員コメント

- ・日本は欧米と比較し、燃料調達などに特殊性がある。その中で、同時同量も達成しなければならない。今回の事象は、自由化の初期段階で発生したものであり、今回の事象が特殊だったことには異論はない。日本はまだ過渡期であることを踏まえると、例2-1、2-2のような方向の考え方があるべき。
- ・自由化によりきちんとした事業者が参入し、競争が働きつつ安定性も担保できる形が大事。たまたま昨冬の事象で多額の債務を負って事業が続かなくなる事業者が出ることを避けるためにも、ある程度の措置が必要だろう。

●オブザーバーコメント

- ・一般送配電事業者としては、収支相償の観点から大きな収支過不足が発生した場合には、その還元・調整等を行うことを基本とするという、中間とりまとめの議論の方向性に特段の異論はない。

- ・昨冬分についても、それ以外の時期と同様、国が定めたインバランス料金の算定ルールに基づいて算定した結果ではあるが、事務局資料 9P の 3 の通り、累積インバランス収支について、収支相償を前提に、より丁寧にご議論いただきたい。
- ・今後具体的な還元方法の議論がなされる際には、料金算定の実務面の影響やそれに向けた準備期間についても配慮をお願いしたい。具体的には、現在の料金算定システムは、個別の小売事業者ごとに異なる料金単価を設定できる仕組みではなく、仮にそのような仕組みとする場合には時間を要するため、速やかな還元ニーズには答えられない。
- ・実務面等の観点からは、論点 1 の議論如何に拘らず、託送料金を通じて一律に料金単価へ反映し、全ての事業者に還元する方法は検討の俎上に上ると認識。

●オブザーバーコメント

- ・昨冬の市場高騰については、次の議題の燃料ガイドラインにも関係すると思うが、発電の状況に関する情報の非対称性があった。新電力の取れる行動が極めて限定的だったことにも考慮して、議論を進めてほしい。

(3) 燃料ガイドラインの方向性について (資料 5)

●委員コメント

- ・国や広域機関による情報発信があり期待が大きいですが、発電事業者側の機密情報なので扱いや公表の仕方はバランスを考慮頂きたい。
- ・GL 議論の中で事業者の経済合理的判断を尊重とのことだが、かかるコストをどうするのかは踏み込まれていない。発電事業者が適切な行動を取るためにはコストの配慮があってもいいのではないか。
- ・GL の遵守をどのように担保するのか、という点について、ひっ迫が起こった後確認とのことだが、前の段階でも確認するのが必要なのではないか。この点は監視委の議論にも期待される所。

●委員コメント

- ・スライド P17 の 4 ポツ目について、燃料制約が発生し価格高騰し、それだけで直ちに相場操縦になるというのはわかるが、市場支配力の不当な行使自体は「可能性」ではないのではないか。違和感ある。
- ・情報開示は足元を見られる可能性もあるが、定期的に公表することで、足元を見られる前に対応することも考えられる。

●委員コメント

- ・法的拘束力を伴わないものなので、GL そぐわないことで不利益を受けることはあってはならない。
- ・国や広域機関の要請については、個社情報を踏まえて個別事業者に働きかけというのは危ないので、ルールに基づいて実施すべき。
- ・事業者にとってはセーフハーバーとのことだが、妥当性は自身で判断すべき。

●委員コメント

- ・P33 のように送配電網協議会も含めて考えるべき。燃料の過不足は発電事業者のみではなく一般送配電を含めている。情報収集の際は一般送配電を交えると理解。P12 を見てもそのようにすると良いのではないか。

●委員コメント

- ・燃料在庫のモニタリングについてひっ迫が生じる前に kWh の不足シグナルを発することが期待される

が、ここが問題で国家戦略そのものであるため、公表というよりも広域にうまく融通できるような限られたところが公表される位置づけにすることが重要なのではないか。

- ・ P35 の公表の在り方についても、LNG 燃料情報の最大限の公開とのことだが、全てを公開することで全ての事象が前向きになるかどうかは別。国家戦略を意識した機関が限られた期間でコントロールできるようにすることが重要。

●委員コメント

異論なし。

●委員コメント

- ・ でんき予報は kW の予備力であり、昨冬は kW は足りたが kWh が足りなかった。こうした情報は需要側も知っておく必要があり、発するメッセージも重要。

●オブザーバーコメント

- ・ 各事業者の責任ある行動と、経済合理的な行動のバランスが大切。

●オブザーバーコメント

- ・ 小売りとしても不足を察知して対応できるように、早いタイミングで公開していくこと、公表した情報のアップデートは頻度を上げてほしい。

●オブザーバーコメント

- ・ P32 について、最大限の公開というより全ての燃料情報の公開をどんどんしてほしい。
- ・ 国全体の燃料不足が分かったときに、どれくらい詳細に細目値が公表されると契約時に足下を見られることになるのか、詳細に公開すると損になるのか、を教えていただきたい。
- ・ P33 の 4 ポツにあるように、モニタリングにあたっては、一般送配電事業者を通して発電事業者から相当正確な情報をもらう必要があるが、一般送配電事業者に提出することに心配する発電事業者もいると思うので、問題があれば是非監視委に相談してほしい。

○事務局コメント

- ・ コストの踏み込みについてはどういうことが可能なかは検討したい。(→村松委員)
- ・ 情報公開については、最大限の公開と個社への配慮が必要。ヒアリングも通じて事務局で整理したい。
- ・ でんき予報と kWh の関係について、kWh をどういう形で示せるかは別途検討しているところでしょうか考えていきたい。
- ・ 燃料の情報についてはトライアルでやり始めているが、確実にどうやるのかの点も整理したい。

(4) 供給力の確保に向けて (資料6)

●委員コメント

- ・ 前回も申し上げたが、姉崎の件は釈然としない。論点④について、募集要領を超過してもよいという提案だったが、姉崎が落札した場合、監視委では事後確認をしっかりやってほしいし、本委員会でも説明いただくことが必要だと思う。
- ・ 論点⑥ 2 ポツについて、例えば 10%還元と書いてあるが、もっと高くしないと自家発は出てきにくい。他方、姉崎が落札することを考えると、増やしたくない。この点、自家発にも出てきて欲しいという観点から、もう少し検討してほしい。

●委員コメント

- ・論点④について、前回の委員会で、今回の供給力確保については、入札後、量が足りなかったということにならないでほしいと申し上げた。その点、論点④の二つ目のポツについて、超過量 25 万 kw との記載は、妥当だと思う。

●委員コメント

- ・23 頁に需給ひっ迫時に備えた契約を積極的に、自家発の所有者と結んでおくことが望ましいと書いてある。自家発は kw の余裕が無いことが多い。こういった余剰を引き出すためには、ひっ迫時だけに頼るのではなく、平常時からその維持に対しても費用の一部を負担することを考えておけば、自家発も出やすくなるはず。これは非常に安い電源であるから、ひっ迫時の対応として有効に活用することを考えるべき。
- ・地域電力向けの保険商品について、小売事業者側から、保険の活用をすることが安定供給につながるはず。

●委員コメント

- ・論点④について、費用最小化の原則を維持しつつ逸脱を許すということだと理解しているが、この点、超過を認めるのではなく、一社応札になるかもしれないが、価格の妥当性について検証するということをすれば問題無いのではないか。現行の調整力公募においても、一社応札の場合について、それを排除するような仕組みにはなっておらず、監視をしっかりとするという形で競争性を担保しているはず。この原則から考えれば、事後的な監視で十分。仮に超過分を募集するのだとすれば、もう少し説明を付け加える必要がある。例えば、DR を今回の入札を通じて育てる、テコ入れをすることが必要、という説明をするほうが自然。

●委員コメント

- ・調整力公募について、然るべき量を適切な価格で市場に供出し需給ひっ迫を緩和する、という目的に照らすと、入札価格の妥当性の部分について、監視委にはしっかりと確認いただきたい。
- ・kwh 価格の算定にあたり、休廃止の電源の稼働の場合は解釈に差が出るのではないかという部分を踏まえると、監視等委にはよく監視していただきたい。
- ・スポット価格、時間前市場に供出するということが、間に合わなければ調整力としての活用との話だったが、小売電気事業者ができる限り市場供出、アクセスできる運用にしていきたい。
- ・今後のスケジュールについて、PG で詰めるということだと思うが、小委員会に報告がなされるのか。

●委員コメント

- ・事務局案を支持する。姉崎が落札されて、DR が姉崎より安かったら、募集量を超過しても基本的に取りべき。超過量の基準について、金額か量か、あるいは金額ならどれくらいにするのかといった論点はあると思うが、方向性は支持する。
- ・大橋委員には誤解があるかもしれない。仮に一社で 50 万の DR を期待できるのであれば問題は無いが、そうではないとしたら、DR 事業者の立場からすれば、姉崎以外の電源の量が 50 万を下回ることを予測されるとすると、自分はどんな価格で出しても落札できないことになるから、入札の検討もしないということになり、結果として一つの DR 事業者も入札しないという状況になる。他方、事務局案であれば、他の DR 事業者と比べても競争力があれば落札できるため、応札しようとする。事務局案は、一社応札が良くない、という一般的な議論ではない。
- ・秋元委員の姉崎への懸念について、私も共有している。姉崎が落札した場合、監視委がしっかり見て

ほしいというが、私は、落札しなかったとしても監視委にも見てもらう必要があると考えている。姉崎が落札しないという状況は、姉崎が入札しなかったか、入札価格が高すぎて落札できなかったかのいずれかだが、いずれであっても問題。監視委には丁寧に見ていただきたい。

●委員コメント

- ・例えば、募集要領を55万にし、DRが20万応札し、残り35万を姉崎が落としたのであれば、35万を部分約定としてはダメなのか。

○事務局コメント

- ・そのような場合、姉崎は部分約定ではなく、60万kw全て約定するという前提。大きな電源の場合、発電量を減らしても固定費の部分は変わらない。同じコストであれば、最大限活用するのが望ましい。仮に事業者が分割してもよいということであればそれでもよいが、一般論として、固定費を考慮すれば部分約定はできない。
- ・今後のスケジュールについて、要綱案について、入札募集が正式に始まる前に委員会に報告する予定。

○事務局コメント

- ・10%のシェア率について、運用益は託送料金に乘せる費用を下げるという目的がある。どういう事業者を想定するかによって、どの数字を適当とするかは変わってくると思うが、託送料金の抑制を重視し、「例えば10%」という記載にさせていただいた。